

～ 町営・町有住宅にお住いの方へ ～

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少  
した入居者の家賃が減免できる場合があります

○減免の対象となる世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により、入居者等の内、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入又は給与収入などの減少額が、前年の事業収入等の額の3/10以上である世帯

※なお、収入額によっては、減免にならない場合があります。

詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

富士川町役場 都市整備課 住宅担当 22-7214